

第9次土浦市総合計画（案）のパブリック・コメント実施結果について

1 実施結果

募集期間	令和3年12月16日（木）～令和4年1月12日（水）
募集方法	<ul style="list-style-type: none"> 第9次土浦市総合計画（案）を市の公式ホームページに掲載したほか、本庁舎（政策企画課及び情報公開室）、都和支所、南支所、上大津支所、新治支所、神立出張所、一中地区公民館、二中地区公民館、三中地区公民館、四中地区公民館、上大津公民館、六中地区公民館、都和公民館及び新治地区公民館に設置し、郵送、ファックス、電子メール又は持参のいずれかにより募集を行いました。 パブリック・コメントの意見募集については、市の公式ホームページのほか、市公式Twitter及びメールマガジンに加えて、今回新たに、イオン土浦店、㈱カスミの市内3店舗（ピアタウン店、並木店及び中神立店）及び各地区公民館に設置してあるデジタルサイネージを活用して周知を図りました。
意見提出者数	5人
意見件数	17件
市ホームページ閲覧数	372件

2 提出された意見とその意見に対する考え方

意見 No.	項目・意見内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
1	○全体について <ul style="list-style-type: none"> 文章で使っている用語について、特にデジタル分野の記述の部分で今時の専門用語が多用されているので、用語解説があるところの計画の内容の理解がより進むと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見のとおりかと存じますので、専門用語について、掲載する頁の下部に解説を付記します。 ※修正内容につき、【資料Ⅲ - 2】第9次土浦市総合計画（案）の各該当頁を参照のこと。
2	○全体について <ul style="list-style-type: none"> リーディングプロジェクトや基本目標について、いきなり 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見のとおりかと存じますので、第3章「リーディング

意見 No.	項目・意見内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
	<p>本論が始まっているため、読み手側からすると少し不親切な印象がある。読み方の解説など、章の頭に各項目についての説明が必要ではないか。</p>	<p>プロジェクト」、第4章「基本目標」及び資料編において、掲載する内容につき、読み方の解説をそれぞれの頭に掲載します。</p> <p>※修正内容につき、【資料Ⅲ - 2】第9次土浦市総合計画（案）（第3章「リーディングプロジェクト」につき51頁、第4章「基本目標」につき61頁、資料編につき82頁）を参照のこと。</p>
3	<p>○構成について</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3章のリーディングプロジェクトと第4章の基本目標について、他の章と違って、節が1つしかないので、あえて節で区分しなくてもよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見のとおりかと存じますので、第3章及び第4章につきましては、節の区分を廃止し、章立てのみとします。 <p>※修正内容につき、【資料Ⅲ - 2】第9次土浦市総合計画（案）（目次、第3章「リーディングプロジェクト」につき51頁、第4章「基本目標」につき61頁）を参照のこと。</p>
4	<p>○基本構想等の説明について（序論第2節）</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合計画の構成は理解したが、基本構想や基本計画、個別計画、実施計画についての説明がないので、こうした計画の区分で何を決めていくのか教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想、基本計画、個別計画、実施計画の説明は、次のとおりです。 <p>基本構想：まちの将来像を定めるとともに、将来像を実現するための政策の方針を体系的に示すもの</p> <p>基本計画：基本構想に基づき、取り組むべき施策・事業を体系的に示すもの</p> <p>個別計画：基本構想に基づき、取り組むべき施策・事業を個別に示すもの</p>

意見 No.	項目・意見内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
		<p>実施計画：各計画に定めた主な事業を中心に、財政状況や社会情勢と整合を図りながら、実施する事業を定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> これらの説明書きについては、御意見を踏まえ、説明書きを4頁の総合計画の構成に加えます。 <p>※修正内容につき、【資料Ⅲ - 2】第9次土浦市総合計画（案）4頁を参照のこと。</p>
5	<p>○観光データについて（第1章第2節）</p> <ul style="list-style-type: none"> 28頁の観光のデータについて、文章では観光入込客数は、「近年は約16万人から約17万人で推移し」とあり、令和2年度の来訪客数は「約8万人」とあるが、下の観光入込客数の推移のグラフでは、2018年度は1,740,954人、2019年度は1,646,053人、2020年度は808,102人とある。どちらが正しいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 観光のデータにつきましては、グラフの数値が正しいものであり、文章中の表記が誤りとなります。また、前段で「観光入込客数」と表現しているにもかかわらず、後段では「来訪者数」と異なる表記となっていることから次のとおり修正します。 <p>修正部分：【資料Ⅲ - 2】第9次土浦市総合計画（案）30頁3行目から6行目</p> <p>修正箇所：下線部及び見え消しで示す部分</p> <p>「本市の観光入込客数は、全国屈指の知名度を誇る「土浦全国花火競技大会」への来訪者が最も多くを占めています。また、近年は、約160万人から約170万人で推移していましたが、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、「土浦全国花火競技大会」も中止になるなどにより、来訪者数は約80万人、対前年度比で50%の減少となっていま</p>

意見 No.	項目・意見内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
		す。」
6	<p>○将来像について（第2章第1節）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「夢のある、元気のある土浦」は、コロナ禍を2年を経験した現状からも、分かりやすい文言で当面の目標だと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市の将来像については、個々の住民が幸せな生活を実現できるよう総合的な観点から行政が所掌するあらゆる分野を網羅する形でのまちの将来のあるべき姿（将来像）を目標としています。 今回まちの将来像として掲げる「夢のある、元気のある土浦」については、多様性と包摂性のある社会の実現により市民の福祉（幸福感）の増進に資する社会を築くとともに、こうした社会の実現を通じて子どもたちの未来につなげるまち「夢のある土浦」及び本市の地域資源（地域の宝）を核に人を呼び込むことで、活気あふれるまち「元気のある土浦」として概念を整理したところです。また、究極的には市民の福祉（幸福感）の増進を目的とするこの計画の趣旨を市民により伝わりやすくする観点から、こうした平易な表現を採用しております。 現在、社会全体がコロナによる閉塞感に包まれておりますことから、コロナ克服後の輝ける未来の土浦を表す姿として、市民の皆様とこの将来像を共有していきたいと存じます。
7	<p>○将来像を支える3つの視点について（第2章第1節）</p> <ul style="list-style-type: none"> 視点3「将来にわたって、持続可能な地域を創造する」ことは大切です。「自然環境の保全と都市形成の両立」に関心 	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な地域の創造に向けて、「自然環境の保全と都市形成の両立」は極めて重要な要素となることから、本総合計

意見 No.	項目・意見内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
	<p>を持っています。</p>	<p>画を推進する上での基本となる3つの視点の1つでも言及しているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本総合計画においては、この視点に基づき、人と自然が共生するための環境保全の取組と地域特性に応じた秩序ある適正な土地利用を併せて推進することで、本市の将来像を実現を目指していきたいと考えております。
8	<p>○土地利用の考え方について（第2章第3節）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境ゾーンにおける生物多様性を育む筑波山麓・宍塚大池周辺・霞ヶ浦を結ぶ自然軸の捉え方は、適切です。水と緑の回廊が保たれるような保全管理が求められます。 	<ul style="list-style-type: none"> 本総合計画の土地利用の考え方においては、筑波山麓及び霞ヶ浦を自然環境ゾーンと位置付けるとともに、これらを結ぶ東西軸を自然軸として、これを基軸に水・緑・生物の生態系のつながりを守るとともに、市民が自然を楽しみ、活用する活動をサポートする環境整備を推進していきたいと考えております。 御意見にあります、水と緑の回廊が保たれるような保全管理についても、本総合計画に基づき実施する施策においても十分努めていきたいと考えております。
9	<p>○土地利用の考え方について（第2章第3節）</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回広域交通軸として、つくばエクスプレスの土浦市への延伸の実現を目指すとする。現在JRでは、おそらく利用者が少ないことから、水戸から東京方面の常磐線の本数を減らしているが、つくば駅と土浦駅が繋がれば、水戸へ行く常磐線の利用者数も増え、常磐線とTXの利便性も向上する。また、常磐線とTXの接結点となる土浦にも人が 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見のとおり、本市としても、つくばエクスプレスとJR常磐線を最短の土浦駅で接続し、つくば駅で止まっている人の流れを、県全体の発展につなげていくべきと考えております。また、県全体と東京との往来がスムーズになることで、特に、このコロナ禍において、追い風となっている本市への移住促進の効果なども大いに期待で

意見 No.	項目・意見内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
	<p>来るし、水戸へも人が行き交うことで、県全体も活性化するのはではないか。TX延伸計画の早期の実現を期待する。</p>	<p>きるとともに、首都直下地震など大災害が発生した際の東京からの避難経路にもなるのではないかと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こうした考えから、本総合計画においては、第2章第3節の土地利用の考え方において、本市の広域交通軸として、つくばエクスプレスの土浦市への延伸の実現を目指すことを明記するとともに、第3章リーディングプロジェクト3の政策方針1において、暮らしの質の向上に向けた取組の一つとして位置付けたものです。 ・ 一方で、つくばエクスプレスの土浦駅までの延伸につきましても、鉄道建設費用等の累積損失の解消や、延伸に係る採算性などの課題もあり、国や鉄道会社を始め、沿線自治体など関係者間での合意形成が必要不可欠となります。 ・ したがって、実現に向けた取組としては、まずは、設立当初から本市も加入しております、茨城県つくばエクスプレス等整備利用促進協議会から常に情報を収集しつつ、この協議会を有効活用し、中長期的な視点で、国、県、首都圏新都市鉄道株式会社、関係機関等へ鋭意働きかけていきたいと考えております。
10	<p>○小学校適正配置について（第3章リーディングプロジェクト1 - 政策方針3 - 主な取組3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地区住民の学校への思い入れは、深いものです。自身の住んでいる地区で、平成26年11月に「上大津村・土浦市 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3章リーディングプロジェクト1における政策方針2小学校の適正配置については、児童の教育環境の充実を目指し、

意見 No.	項目・意見内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
	<p>合併六十周年記念誌「かみおおつ」を発行しましたが、その中に「第2章 地域から、第3章 学校の歩みと思い出」を記述しています。聞き取り編集する中で、地区と学校の縁の深さ、思いの深さを知ることができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校適正配置について昨年12月23日に上大津地区統合小学校建設候補地について説明会がありましたが、十分な論議と折々の地区内への周知を希望いたします。 	<p>平成24年度に策定した「土浦市立小学校適正配置実施計画」に基づき、学級数が適正規模に満たない小学校がある上大津地区における小学校の適正配置を推進しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一方で、学校に対する地区の思い入れの深さは十分認識しておりますことから、上大津地区における統合小学校の整備に当たっては、(仮称)上大津地区統合小学校開校準備協議会等で十分な議論を行い、より良い学校となるよう令和9年度の開校を目指し、準備を進めます。また、議論した内容についても市ホームページ等で公開するとともに、地区回覧等で周知させていただくことで、地区の住民の皆様への御理解を得られるよう努めていきたいと考えておりますことから、今回頂いた御意見を踏まえ、次のとおり、表現を追加します。 <p>修正部分：【資料Ⅲ - 2】第9次土浦市総合計画（案）54頁、第3章リーディングプロジェクト1政策方針3主な取組3</p> <p>修正箇所：下線部分で示す部分を追加</p> <p>「上大津地区における小学校の適正配置を推進し、新たに学校を再編することで、児童の教育環境の充実を目指します。 <u>また、推進に当たっては、保護者や地域住民と適宜議論するとともに、広く市民への周知を行っていきます。</u>」</p>
11	○公共交通不便地域の解消について（第3章リーディングプロジェクト3 - 政策方針1 - 主な取組2）	

意見 No.	項目・意見内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通網形成に期待します。路線バス利用促進は是非進めてください。バリアフリーの観点からも、移動の利便性向上に期待いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、交通計画のマスタープランとなる「土浦市地域公共交通計画」を策定しており、来年度からはこの計画に基づき、持続可能な公共交通網の形成を図っていきます。 本市の基幹的交通となる路線バスの利用促進につきましては、公共交通環境を利用しやすいものにし、利便性の向上を図ることで、利用者の増加につなげたいと考えています。
12	<p>○地域防災力の強化について（第3章リーディングプロジェクト4 - 政策方針1 - 主な取組2）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区に、自主防災会（情報班・消火班・救出救護班・避難誘導班・給食給水班）は作られており、コロナ禍以前には消防署員を招いた地区防災訓練、土浦市地域防災訓練への代表参加呼びかけもありました。が、いざという際の連絡体制は不十分で、どのように動くのかという意識は育っておらず、災害時要配慮者支援体制も整備不十分に感じます。市と地区、共に一層の意識的取組が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の被害を軽減させるためには、防災の基本となる「自助・共助」の取組が大変重要となります。こうしたことから、本総合計画では、第3章リーディングプロジェクト4の政策方針1として、「地域防災力の強化」を位置付け、災害に強いまちづくりを推進することとしております。 ここで、自主防災組織との連絡体制や防災意識、要配慮者の支援体制につきましては、現在、地域における防災活動への支援等を通して防災体制の確立に努めているところですが、本市でもまだまだ多くの課題があることを認識しており、御意見のとおりかと存じます。 したがって、地域防災力の強化に向けた取組につきましては、今回頂きました御意見を踏まえ、本総合計画の政策方針及び本市の防災の指針となる、本年度改定の「地域防災計画」に基づき、地域と行政の連携を更に深めながら、充実・強化を目指したいと考えております。

意見 No.	項目・意見内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
13	<p>○本市の地域特性を生かした移住・定住の促進について（第4章基本目標2 - 政策方針2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最近の新聞記事で、コロナの影響で、東京から茨城に転入してくる人が多いとのこと。東京に人が集まりすぎており、今後の感染リスクや災害など、生活のリスクを考えると、現在デジタル技術が進み、テレワークなどが浸透している中で、職場の場所に住まいが必ずしも縛られる必要がなくなる時代が到来していることから、より安心できる暮らしを東京より田舎に求める人が増えているのだと実感しています。これまでは、若い人たちが田舎から都会である東京へ出て行ってしまいましたが、これからは、逆に東京から田舎に若い人たちを呼び寄せられるよう、土浦もぜひがんばってもらいたいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市におきましては、進学、就職など、ライフイベント期における若者の東京圏への転出超過が全国の地方都市と同様に大きな課題となっております。 ・ この課題の解決に向けて、本市では、国と一丸となって「将来にわたって活力ある地域社会の実現」と「東京圏への一極集中の是正」に向けた「地方創生」の取組を推進するため、平成27年度に土浦市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」「総合戦略」を策定し、この計画の中でも、就職、転職、結婚、出産、住宅購入などの大きなライフイベントに合わせて、東京圏を含めた若者の移住定住のインセンティブを高める施策を実施しております。 ・ ここで、御意見のとおり、コロナ禍におきましては、社会経済情勢が一変し、社会構造については、都市集中型から地方分散型への転換がより一層求められていることから、本市のような地方都市にとっては、ある意味追い風になっていると捉えています。 ・ したがいまして、こうした機を逃さず、東京を始め、都会での暮らしを経験した若い人たちが人生の次のステップに進むときに、土浦を選んでもらえるよう、本総合計画におきましては、移住・定住の促進に関する政策方針を新たに位置付け、テレワークとサイクリングを掛け合わせた移

意見 No.	項目・意見内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
		<p>住体験ツアーなど、本市の地域資源を最大限に生かしながら、時代の変化に応じて、本市の魅力創造することで、東京圏に近接する地理的優位性との相乗効果により人口還流の強化に取り組んでいきたいと考えております。</p>
14	<p>○歴史・芸術・文化のあふれるうるおいあるまちづくりについて（第4章基本目標2 - 政策方針3）</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化芸術鑑賞について、「市民が文化芸術鑑賞に親しむ・実践する環境を整備する」とあるが、文化芸術鑑賞を「実践する」は意味が通らないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見のとおりかと存じますので、「・実践する」は削除します。また、一部重複する表現もあることから、該当箇所につき、次のとおり、表現を修正します。 <p>修正部分：【資料Ⅲ - 2】第9次土浦市総合計画（案）65頁、第4章基本目標2政策方針3の2段落目</p> <p>修正箇所：下線部及び見え消しで示す部分</p> <p>「また、市民一人ひとりが文化芸術に関心を持ち、生きがいや心の豊かさを育み、うるおいのある生活をが送ることができるよう、市の文化芸術活動の拠点施設を有効活用し、市民が文化芸術鑑賞に親しむ・実践する環境の整備を推進するとともに、整備された環境を市外の人たちも活動する場所として活用できるようにすることで、関係人口の創出を図ります。」</p>
15	<p>○水・緑に恵まれた自然環境の育成・継承について（第4章基本目標7 - 政策方針2）</p> <ul style="list-style-type: none"> 霞ヶ浦流域の平地林は大切な地域環境資源であり、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画でも、その保全を求めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見のとおり、本市は、霞ヶ浦や河川などの水辺の環境とともに、宍塚大池周辺や筑波山麓など、市内に残る比較

意見 No.	項目・意見内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
	<p>自身の住んでいる地区では、平地林と田んぼのそばの家の周囲で、26.1haの太陽光発電事業が進行中。別業者の太陽光発電地もつながっているため、環境の激変に晒されています。大型重機で、あっという間に切り拓かれる杉林、平地林では森林法による残置林25%の規定がありますが、畑地の場合は残置林規定はありません。「平地林の保全に努めます。」また「生物多様性地域戦略の策定を進めます。」の文言補足願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連して「土浦の自然ガイド」の発行を求めます。土浦には、霞ヶ浦、宍塚・大池地区、新治地区などジオサイトとして選ばれる豊かな自然があり、NPO市民団体の活動も活発です。沖宿には茨城県霞ヶ浦環境科学センターがあり、霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業も進められています。土浦市立考古資料館と土浦市立博物館からは、歴史的な記述をいただけるでしょう。地域紹介や保全活動について、図鑑部分などの執筆者を募り、編集会議を持って、方針を議論することを始めてはどうでしょう。 	<p>的良好な平地林や里山林などの緑の環境により、本市の豊かな自然が育まれています。また、これらの里山の風景は、本市の健全な生物多様性を支えており、これらを保全することが生物多様性を保全することにもつながります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一方で、身近な環境問題としまして、事業用太陽光発電設備の設置により、「農地や森林地などの開発の進行」、「景観、住環境、文化などの地域資源の喪失」、「生物種の生息地破壊」など、全国的に様々な問題が生じています。 ・ したがって、生物多様性の保全につきましては、本総合計画の個別計画である、今年度策定の「第三期土浦市環境基本計画」において、生物多様性の保全や自然環境に関する個別計画として、「生物多様性地域戦略」の策定を位置付け、今後取り組んでいきたいと考えております。 ・ また、事業用太陽光発電設備の設置につきましては、平成28年12月に制定した「土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」に基づき、市内における太陽光発電設備の設置及び管理に関し、災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護に配慮した適正な方法によるものとするよう、設置事業者に必要な措置を講じることで、身近な環境破壊を防ぎ、地域社会との調和に努めたいと考えております。 ・ 併せて、御意見を頂きました、「土浦の自然ガイド」の発行につきましては、上述の「第三期土浦市環境基本計画」に基づき実施する取組の中で検討していきたいと考えており

意見 No.	項目・意見内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
		ます。
16	<p>○持続可能な財政運営・公共施設マネジメントの推進について (第4章基本目標8 - 政策方針6)</p> <ul style="list-style-type: none"> この総合計画を拝見して、人口減少が避けられない中、土浦市が生き残るためには、お金をどのように集めて、使っていくかが大切であり、本当に市民に必要となるところにお金を使うとともに、収入すなわち税収の減少をどう抑えるかがカギとなると考えます。この計画では、持続可能な財政運営を図るため、「中長期的な視点に立った財政計画を策定し、創意工夫による魅力的なまちづくりを推進します」とあり、使う部分については創意工夫を行うというように理解しますが、収入の部分でも何らかの方策を考えてはいかがでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市の財政状況につきましては、第1章第4節の(6)でも記載したとおり、人口減少及び少子高齢化が加速化する中で、近年、重点的・集中的に取り組んできた公共施設整備に伴う維持管理費や公債費の増加のほか、増大を続ける社会保障関係費、老朽化した公共施設等の改修・更新費用などの財政的課題に対応していく必要がある一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により市税の大幅な減少が見込まれ、予断を許さないものとなっています。 こうした状況を踏まえ、第3章リーディングプロジェクト3の政策方針2において、地域経済を活性化するとともに、法人市民税の増収もつなげるよう、「インターチェンジ周辺地区の土地利用の促進」や「IT関連企業等のオフィスの市内移転の促進」など企業立地の促進に向けた取組を優先的・重点的に実施する政策として位置付けたものです。 また、近年、本市では更なる歳入の増加に向けて、ふるさと納税制度の充実策を積極的に展開しており、令和2年度の寄付金額は約5億6千万円となっております。 以上のことから、御意見を踏まえ、該当箇所につき、次のとおり、表現を追加します。併せて、第3章のリーディングプロジェクト3の政策方針2において主導する取組1、

意見 No.	項目・意見内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
		<p>取組 2 及び取組 4 (58 頁) においても、関連する基本目標に「基本目標 8 - 政策方針 6」を追加します。</p> <p>修正部分：【資料Ⅲ - 2】第 9 次土浦市総合計画（案）78 頁、第 4 章基本目標 8 政策方針 6 の 1 段落目</p> <p>修正箇所：下線部で示す部分を追加</p> <p>「持続可能な財政運営を図るため、<u>ふるさと納税制度の充実や企業立地の促進を始め、歳入の確保に向けた取組を推進するとともに</u>、中長期的な視点に立った財政計画を策定し、創意工夫による魅力あるまちづくりを推進します。また、～」</p>
17	<p>○資料編について</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般の市民としては、この計画では、どこの部署で何をするのかを見せてもらった方が分かりやすいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 第 8 次土浦市総合計画では、基本計画において施策を推進する主な所管部署を明記していたところですが、今回の総合計画では、基本計画を廃したことから、各基本目標の主な所管部署につきましては、資料編で掲載する各基本目標における「対応する個別計画」それぞれについて所管部署を併記します。 <p>※修正内容につき、【資料Ⅲ - 2】第 9 次土浦市総合計画（案）資料編 82 頁から 98 頁までを参照のこと。</p>